

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月28日

香川県知事 殿

提出者



住 所 香川県高松市鶴市町1番地
 氏 名 バンドーレテック株式会社 代表取締役社長 板東仁成
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 087-882-8186

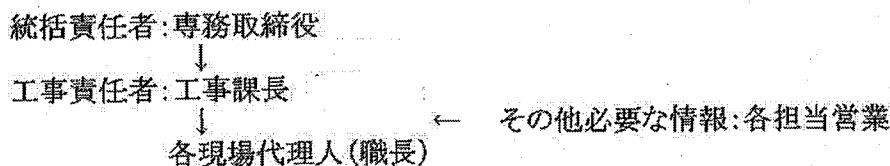
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	バンドーレテック株式会社
事業場の所在地	香川県高松市鶴市町1番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	1980年創業 資本金4,000万円 家屋等解体工事の専門業者(及び解体に伴う廃棄物の収集運搬、処分)
③ 従業員数	114人(営業所を含む) 内 現場作業員64人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設リサイクル法における分別解体のとおり。 屋根葺き材、内装仕上げ材の先行撤去を行い、廃棄物の種類毎に搬出。 躯体、基礎をそれぞれ解体後、小割り、分別しながら搬出。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



*電子マニフェスト登録及び紙マニフェスト発行は工務課事務職員担当

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度(令和4年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	
	排出量	3.36	16.05	190.55	1.08	5.50	3,424.14	159.00
(これまでに実施した取組)								
①現状	有価物の現場分別、回収。 建設リサイクル法遵守。 電子マニフェスト利用による作業の効率化							
	【目標】							単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	
	排出量		180	340	4		3,500	120
(今後実施する予定の取組)								
②計画	現状の維持、管理及び法遵守。 (解体工事で発生する廃棄物のため、元請としての工事受注状況により発生量は変動するので、数量目標検討がつかないが、発生した廃棄物は法遵守で処理します。)							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	コンクリートくず、アスファルトコンクリートくず、木くず、紙くず、繊維くず、ガラス・陶磁器くず、 廃プラスチック類、鉄・非鉄金属類、石綿含有廃棄物、水銀使用製品(蛍光管) 混合廃棄物(石膏ボード等を含む)の分別、適正処理	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	現在と同様に建設リサイクル法に指定する廃棄物を中心とし、分別、適正処理	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	前年度(令和4年度)実績							単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量								

①現状

(これまでに実施した取組)

金属類などの直接有価対象物を除き、解体に伴う発生材は現場再利用困難物と判断されるため、基本的に全数産廃処分している。

	目標							単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量								

②計画

(今後実施する予定の取組)

引き続き、金属類などの直接有価対象物を除き、解体に伴う発生材は現場再利用困難物と判断されるため、基本的に全数産廃処分を予定している。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	前年度(令和4年度)実績							単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量								
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量								

①現状

(これまでに実施した取組)

解体工事現場での熱回収は出来ない。

	目標							単位:t
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量								
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量								

(今後実施する予定の取組)

解体工事現場での熱回収は出来ない。

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

単位:t

【前年度(令和4年度)実績】							
産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	混合廃棄物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量							

(これまでに実施した取組)

①現状

【目標】							
産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	混合廃棄物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量							

(今後実施する予定の取組)

②計画

現状なし。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

単位:t

【前年度(令和4年度)実績】							
産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	混合廃棄物
全処理委託量	3.36	16.05	190.55	1.08	5.50	3,424.14	159.60
優良認定処理業者への処理委託量							41.88
再生利用業者への処理委託量			190.55			3,353.40	
認定熱回収業者への処理委託量							
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							

(これまでに実施した取組)

①現状

がれき類の内、コンクリート等はリサイクル業者への引渡しを行なっているが、一般住宅の屋根瓦等は埋立処分としている。

ガラス、陶磁器に付いても同様で、解体に伴い発生する廃棄物のリサイクルできる施設が

無いので埋立処分としている。

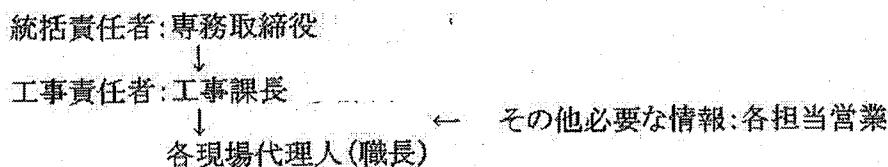
木くずについてもグループ会社でリサイクル施設があるため、こちらに委託。

廃プラスチック類、がれき類には石綿含有建材が含まれており、これらは埋立処分している。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



※電子マニフェスト登録及び紙マニフェスト發行は工務課事務職員担当

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】							単位:t	
	産業廃棄物の種類	石綿含有廃棄物	水銀使用製品廃棄物						
	排出量	81.88	0.12						
(これまでに実施した取組)									
発生した場合分別、適正処理									
②計画	【目標】							単位:t	
	産業廃棄物の種類	石綿含有廃棄物	水銀使用製品廃棄物						
	排出量	100							
(今後実施する予定の取組)									
現状の維持、管理及び法遵守。 (解体工事で発生する廃棄物のため、元請としての工事受注状況により発生量は変動するので、数量目標検討がつかないが、発生した廃棄物は法遵守で処理します。)									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	コンクリートくず、アスファルトコンクリートくず、木くず、紙くず、繊維くず、ガラコン陶磁器くず、 廃プラスチック類、鉄・非鉄金属類、石綿含有廃棄物、水銀使用製品(蛍光管) 混合廃棄物(石膏ボード等を含む)の分別、適正処理	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現在と同様に建設リサイクル法に指定する廃棄物を中心とし、分別、適正処理	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度(令和4年度)実績】							単位:t
①現状	産業廃棄物の種類	石綿含有廃棄物	水銀使用製品廃棄物						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量								
(これまでに実施した取組)									
②計画	【目標】							単位:t	
	産業廃棄物の種類	石綿含有廃棄物	水銀使用製品廃棄物						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量								
(今後実施する予定の取組)									
現状なし。									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度(令和4年度)実績】							単位:t
①現状	産業廃棄物の種類	石綿含有廃棄物	水銀使用製品廃棄物						
	全処理委託量	81.88	0.12						
(これまでに実施した取組)									
廃掃法に基づき適正処理									

